

# 産業報国運動に関する東条英機陸軍次官通牒の分析

桜林 誠

- I 東条通牒の歴史的背景
- II 何が問題か
- III 東条通牒の分析
- IV 参考事項の分析
- V 資料リスト（編著者別ABC順）

## I 東条通牒の歴史的背景

本稿は「産業報国運動に関する件，陸軍部隊へ通牒」陸軍次官東条英機（1938.10.18）を分析する。まず，その歴史的背景を説明し，次に産報運動におよぼした東条通牒とその参考事項の影響を分析する。

北村隆は，内務省警保局の労働・農民問題担当官（1937.7 - 12）と厚生省労働局労政課長（1938.1 - 1941.9）在任中，前任者の永野若松労政課長と共同で，厚生・内務両次官通牒とその労資関係調整方策要綱（1938.8.24，38年要綱と略称）を作成し，単独で産業報国联合会設置に関する両次官通牒（1939.4.28，39年通牒と略称）と労働局，産業報国運動要綱（1939.11，北村要綱と略称）を公刊し，大日本産業報国会の創立（1940.11.23）と事務局人事まで，切り回した。

その三年間，産報運動は，39年通牒を劃期として2期に大別される。

内務省警保局「社会運動の状況」（N4，昭和十五年，878）によれば，産報「運動は当初専ら事変対処策として」，労資関係「調整（労働争議禁止 - 桜林）方策の立案実施運動に胚胎」したが，日華「事変の拡大進展」によって行き詰り，「国家緊急の要務たる生産力拡充（「産業ノ健全ナル発展」 - 桜林）の要望に応へんとする所謂産業報国（君民一体，労資一体 - 桜林）運動に拡大発展」した。

第1期（労資関係調整期 1938.1 - 1939.3）

北村氏によると，38年要綱の方針は，「協調会が（同年7月30日産業報国聯盟を創立 - 桜林）折角…盛り上げ」，「産業報国運動を積極的にやる」ことであり，38年要綱の重点は，「精神運動と…懇談会的なものによる労資関係…を一本にして解決」することであった。（N2，75）。

「その当時」各県の警察部（県警と略称）「の中にある工場課（後に労政課と改称）と特高課

（「というより労働係」）の両方を使う…格好でやった…」(N2, 76-77)。

第2期 県警支配の産報聯合会結成期(1939.4 - 1940.11)

産報聯盟を改組し、単位産報の聯盟加入を禁止し、連合会への加入を強制

北村氏によると、産業報国会の「本格的な育成にかかって…各府県の警部を集めて…金鷄学院(陽明学者の安岡正篤学監の日本主義道場-桜林)をいつも借りて…当時の錬成方法(みそぎと講習と懇談会-桜林)…をやり、この連中が中心で今度は連合会(県単位の産業報国連合会-桜林)を結成し」、連合会の通牒(39年通牒)を出した。

「兩次官通牒に引続いて一番…骨折ったのは、労資関係の調整(労働局労政課の所管事項-桜林)だけ」ではなく、厚生省労働局の仕事全部〔労務課(災害扶助法と福利)と監督課(工場法と労働衛生)-桜林]をこの(産業報国聯合会-桜林)の中に入れたこと(N2, 79)、北村要綱によると、「本運動と其の組織とを労務行政の中核として育成すること」であった(K1, 111)。

組合の解散権は、内務省警保局にあって厚生省にはない。北村労政課長によれば、組合は財政難で自然消滅する。組合員は組合費と産業報国会の会費の二重負担に耐えられないからである。

1939年11月、北村課長は、労働局名で「産業報国運動要綱」(北村要綱と略称)を公刊した。

彼によると、産報運動について、「どうも云うことが各人、…バラバラで困る…思想統一が必要となり」、「統括的なもの」として執筆した(N2, 80)。

1940年11月23日、大日本産業報国会が創立され、12月11日、県産報への産業報国聯合会改組に関する兩次官通牒が発せられた。

北村労政課長は、産報聯盟の町田辰次郎常務理事を呼び(今一人の常務理事は厚生省労働局長-桜林)、「君のほうは出がらしだからとにかくやめてくれ」と云って解散させた(1940年12月7日)。

「町田君などもその代りにこっちに入って来るという格好になった…」(N2, 84)。大蔵省は1940年度予算400万円を「認めてくれ」たので、この産業報国聯合会を「盛り上げて中央本部(大日本産業報国会-桜林)を作る。それがいままでの過程です」。

東京大学の故大河内一男博士によれば、「『産業報国聯盟』は…『大日本産業報国会』という名前に脱皮した」(O2, 222)。

しかし、博士は、次の事実を見落している。

第1に、聯盟は1939年4月以降、規約4条の廃止より、事業所単位産報の全国連合体ではなくなった。第2に、聯盟の解散時期は(1940.12.7)大日本産報の設立(1940.11.23)以後である。

第3に、大日本産報は、県警支配下の県産業報国聯合会と事業所単位産報の全国連合体である。

## II 何が問題か

優れた歴史学者の神田文人・横浜市立大学教授によれば、「産業報国運動…は、日中戦争開始(1937.7.7-桜林)後、戦時体制確立のために労働界および産業界の一元的組織化をめざしその実現に成功した運動である」。(K1, 583)。

第1の問題は、産業報国会の低組織率

会員数は、1942年6月の551万人をピークに増加から減少に転じ、その公称組織率は、1939 - 41

年間に、43%から70%に増加したが（以後不明）、有業人口に占める会員数の比率は、9.4%から16.9%までの増加にすぎなかった（S4, 22）。

1940年に全国の府県联合会と鉱業联合会に事業場単位産報会は60,495結成されたが、「同上事業場」（規模50人以上）162,799の58.8%にとどまった（N4, 昭和十四年, 412, 昭和十五年, 880）。

第2の問題は、産業報国会と産業報国運動の行政的分立性

大日本産業報国会は、厚生省労働局管轄内の民間の製造業と鉱山業に限られた。その他の産業報国運動は、各監督官庁の管轄別に分断された（陸海軍の作業庁、大日本労務報国会、日本海運報国団、国鉄奉公会、通信報国会、農業報国聯盟および商業報国会）。

従って、大日本産業報国会（1940-45）も、全国労働者の統一組織ではなかった。

第3の問題は、労働組合対策の資本家団体の存続である。

1940年中に、労働組合はほぼ解散し終った。全国産業団体联合会（全産聯1930-42）は、厚生省が重要事業場労務管理令（1942.2.25）を制定後3か月目ついに解散した。しかし、その下部組織の五地方別労務専門委員会は、大日本産報の外廓団体として、勤労管理の五地方協議会に衣替えした。

産業報国会に対する、官僚統制の主目的を、労資関係の調整=争議予防から、一国生産力の拡充に転換させる過程で、統制主体の文官と武官の争いが激化した。

第4の問題は、東条陸軍次官の産業報国運動に関する件陸軍関係部隊への通牒（以下、東条通牒と略称）による官僚統制の分権化である。

(1) 第1期、労働紛争議（以下、争議と略称）の予防=労資関係調整期（1938-39）

産業報国会は、当初日華事変（1937.7.7）処理策の一環としての争議予防機関であった。

労資関係の調整方策（協調案）と、労資関係調整方策要綱（厚生、内務両次官通牒の38年要綱）の二本建てで、単位産報作りが競合した。これに対し、東条通牒は、「産業ノ健全ナル発展」を求めて介入した。

第2期（県警支配の）産業報国联合会の設立期（1939-40）

この時期は、物的生産力拡充への産報目標移行期であった。

産報聯盟が単位産報の全国聯合体となる聯盟規約を禁止し、事業所単位の産業報国会と、県単位の産業報国联合会を、「戦時労働行政の中核として運用し（N4, 昭和十五年, 412）、「産業ノ健全ナル発展」を図った。

東条通牒は、産業報国会と監督官庁別の産業報国組織を分離した。

### Ⅲ 東条通牒の分析

#### 1 抜萃

「国家総動員体制ノ一層ノ強化ヲ期セラレアル秋…労資一心一体…ヲ以テ相親和シ産業ノ健全ナル発展ヲ期スル様労資関係ノ道義的指導精神ヲ確立…徹底セシムルコトハ…最モ喫緊ノ要務ナリ」。

「地方庁ニ於テ内務・厚生両次官ヨリ地方長官宛通牒セラレ…労資関係調整方策要綱」（1938.8.24の38要綱-桜林）の「普及徹底ヲ図リツツアリ」。

「更ニ（協調会案「労資関係調整方策」（1938.3.30）を具体化した－桜林）産業報国聯盟（1938.7.30－桜林）ハ…其ノ趣旨…普及宣伝ニ努メツツアル」。

「陸軍関係ノ民間軍需品工場」に対しては（陸軍作業庁と区別し－桜林），（産業報国会ノ結成）「ニ付テモ…工場ノ実情ニ即シ（との条件付で－桜林）之ガ実現方勸奨」する。

## 2 通課の決裁者東条の人となり

東条は、1928年整備局動員課長、1937年3月関東憲兵隊司令官、関東軍参謀長、1937年5月に陸軍次官、1940年7月陸軍大臣、1941年1月～1944年9月の間首相であった。

彼は皇道派の相沢中佐に刺殺された統制派軍閥の永田鉄山、軍務局長の忠実な後継者であった。

作家の村上兵衛によれば、皇道派は、「遠く反長州閥にさかのぼる」。

統制派の永田軍務局長は、「政・財・官界とも親しく交はり、陸軍予算の突出のために心血を注いだ」。

統制派にとり、日華事変（1937.7.7－）は、内蒙古と北支の第二満州国化を実現し、陸軍の皇道派と軍閥打倒派を封じ込める一石二鳥の作戦であった。

## 3 東条通課と参考事項のかき方

かき方は断固としてのぞめば、国民は、白を黒と納得する、との東条の人心掌握術を反映している。

## 4 「国家総動員体制ノ一層ノ強化ヲ期セラレアル秋（とき－桜林）」

国家総動員法は、1938年4月、全産聯とその支持政党－政友会と民政党－の猛反対を押し切り、日華事変の処理に使わない、との近衛首相の公約のトリックで衆議院を通過した。

「総動員体制ノ一層ノ強化」には、同法6条と7条の関係勅令の発動と法改正（1941.1.29）が含まれた。

第6条は、総動員業務の事業場の「従業条件ニ付（つき－桜林）、第7条は「労働争議（工場閉鎖を含む－桜林）ノ、制限若ハ（もしくは－桜林）禁止」に関し、官僚がそれぞれ「必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」（できる－桜林）。

6、7条の発動は、重要事業場労務管理令（1942.2.25）の勅令であり、その3か月後に全産聯は解散決議に追い込まれた。

## 5 目的としての「産業ノ健全ナル発展ヲ期ス」とは何か

目的は、砲弾と砲弾設備の急増であり、資本設備の実働率と、労働者1人あたり資本装備率＝労働装備率の均衡ある増加を、民間の軍需工場に促すこと、すなわち1人あたり軍需生産量（生産力と略称）の増加であった。

### (1) 雇用者1人あたり産出量

1人あたり産出量は、雇用者数を一定とすれば、資本装備率の増加に比例し、資本設備を一定とすれば、稼動量に比例する。

### (2) 国家総動員法（1938.4.1）の立役者－陸軍省軍事課内政班長佐藤賢了中佐の証言

1937年7月7日以降、日華事変における中国の激しい抵抗によって、「弾薬庫がからっぽになった」。陸軍工廠は「フルに動いて」いたから、彼は「民間工場の企業家達」に砲弾製造「設備の新設拡張（労働者1人あたり資本装備率の増加－桜林）を哀願した」。

しかし、企業主達は戦争が終わったら「倒産必至だ」として応じなかった（M1, 128-9）。

(3) 哀願の直接的理由

1938年7月11日に、張鼓峰事件が起り、関東軍（中国東北部を無期占領中の日本軍）は、対ソ戦に敗北した。8月10日張鼓峰停戦協定が成立したが、日本は中ソ両国から、はさみ打ちにあう処であった。

(4) 哀願の間接的理由

近衛首相が内諾した参謀本部の石原莞爾作戦部長の日満「重要産業五ヶ年計画」（石油5倍、工作機械4倍など）は、日中戦争により「開始の時点で挫折」した（S2, 152）。

(5) 手段としてなぜ「労資関係ノ道義的指導精神」を強調したか

採算無視で労働装備率と設備実働率を上昇させるためであり、次の手段にわかれる。

第1に労組の団体交渉放棄

内務省によると、日本主義労働団体は、「一君万民の建国精神を運動の基調とし、乃ち（すなわち－桜林）労資一體となり…其の融合に依り労資間の諸問題を解決せんとする」もので、「社会民主主義労働団体（松岡駒吉・総同盟会長－桜林）の主張に比し著しく道義的精神的要素を有する…」（N4, 昭和十五年, 806）。

第2に、軍需会社の戦後倒産を恐れる資本家批判

愛国労働者農民同志会長の松本少将の産報聯盟「理事就任に際しての心構」によれば、「我国体精神を基礎とする道義的産業経済思想は、明かに唯物的経済思想（資本主義、社会主義、共産主義等）と世界的に厳然と対立」する（K1, 40）。

第3に、工具、職員を分ける二元制は「欧米式労働組合」であり、その「模倣」に反対（M10, 196）。

北海道炭鉄汽船株式会社の前田一労務部長によれば、「労資協調を、道義的に、精神的に考え、真の労使一体を望むものの断じて執らざるところ」である。

第4に、戦後倒産を顧みない労使の心構

平生鈺三郎（1937年日本製鉄会長、鉄鋼連盟会長、1940-44年、大日本産業報国会会長）の講演「産業報国運動に就て」（1939.9.21）によると、日華「事変が納（おさま－桜林）りまして重工業が不景気になり…職工を減らした時に…産業報国会の趣旨を以て労務者も平然として（ストなしに－桜林）これに直面し、資本家も…自分の損を顧みない…か、これが私の一番懸念するところであります」（K1, 101-2）。

第1次世界大戦中（1913-18）と1920-23年の間に11日以上継続の年次争議件数は、1-15件の範囲から、33-67件の範囲に激増した（O2, 315）。

6 労資関係の「道義的指導精神」はなぜ設備実働率と労働装備率を低下させたか

資本の売り手は、より高い残余利益（税抜き純利益プラス研究開発投資補助金）を求めて移動した（O3, 231参照）。

しかし、熟練工はより高い賃金を求めて自由に移動できなかったため、資本の有機的構成と産業構造の進化と重工業化に必要な熟練工の確保はできなかった。

熟練工が大軍需工場に偏在し、スクラップ・アンド・ビルドが妨害されたからである。

#### Ⅳ. 参考事項（「産業報国運動及産業報国会ニ付テ疑問ヲ惹起シ易キ点に付キ左ニ陸軍トシテノ見解ヲ述ブ」）の分析

参考事項は、三部構成をとる。

1－2節は、陸軍作業庁を38年要綱の適用除外とする理由として産業報国会と産業報国運動の二本建説を提起した。

3－5節は、陸軍関係の民間軍需品工場に対する38年要綱の陸軍次官独自の一方的な解釈適用を押しつけた。

6節は、38年要綱が無視した産業報国聯盟（1938.7.30－1940.12.6）に軍需品工場の産業報国会が加入することを指導した。

##### 1. 陸軍ノ勞務指導方針ト産業報国運動及産業報国会トノ関係

###### (1) 抜萃

###### イ 陸軍作業庁が「産業報国会…ヲ結成」しない理由

陸軍作業庁は「資本対労働の関係ニ立脚スル」民間（営利－桜林）企業「ト根本的ニ経営形態ヲ異ニス」る。従って、1936年の陸軍勞務指導方針に「準拠シ部隊長ヲ核トスル純乎タル秩序的団結ヲ図ルヲ以テ本旨トス」。

###### ロ 38年要綱の懇談会方式を採用しない理由

「懇談会の組織と運営は「陸軍独特ノ秩序的機構の下ニ施設セラル…」。

###### (2) 参考事項1のトリック

第1の特異性－陸軍作業庁は民間の軍需品工場と経営形態が異なる－の不成立

官営工場は、海軍工作庁や官営八幡製鉄所を含み、民間での軍需品会社が営利会社であったと仮定できても、傘下の軍需品工場まで、同一視できない。日鉄従業員組合、「自主的報国会」の提案によれば、「他の営利会社と」異なる「特殊な重要任務の完遂上、逆に「労資一体」の「産業報国会の組織を当局に要望」した（K1, 79）。

第2の特異性－部隊長中心の「秩序的団結ヲ図ルヲ以テ本旨トス」－の不成立

造兵廠長官の1936年の労組禁止命令以前、労組代表との団体交渉と懇談会は永年公認されてきた。

陸軍当局は産報青年隊結成の労働局長通牒（1941.3.3）に対する「積極的な支援」を表明した（1941.4.24）。

厚生省労働局長と内務省警保局長は、県知事あてに、「工場事業場に於ける産業報国会の組織整備（部隊組織化－桜林）に関する件」を通牒した（1941.8.18）。

###### (3) 内務、厚生両次官の39年通牒と労働局長通牒の対応

39年通牒は、県知事が会長兼任の産業報国聯合会のなわばりを、県下の「全産業報国会」に限定することにより（K1, 87）、結果的に、陸軍工廠の特異性説を黙認した。

###### (4) 厚生省労働局長通牒（1939.5.10）は、産業報国会に対する陸軍の干渉を公認した。通牒は、県聯合会の「関係官庁職員ニ就キ適宜考慮スルコト」とし、民間軍需工場に対する「陸海軍ノ

管理官若ハ（もしくは－桜林）監督官カラ、憲兵隊関係者マデ」を含めた（K1, 90）。

## 2. 両次官通牒の「労資関係調整方策要綱」（三）ノ（イ）委員ノ選定

### (1) 抜 萃

「従業員自ら選ビタル委員ヲ委員会ニ加ウルコト」ニ付、危惧ノ念ヲ抱ク向（むき－桜林）アルモ、互選委員の追加は、「従業員ノ互選方法及互選委員ノ人員比率ノ如キハ実情ニ応シ決定セハ可ナリ」。

### (2) 参考事項2のトリック

38年要綱（三）と（四）と（五）をワンセットとした「懇談会」方式の体系無視

(三) の（イ）「能率増進、待遇…その他各般の問題に亘り隔意なき懇談を遂げ、相互の完全なる理解…を実現し…労資一体の実を擧ぐる…こと」のカット。

(三) の（イ）ただし書きは、「従業員たる委員には従業員自ら選ビたるものを追ふるを適当とす」

(五) の「実情に依り適宜考慮」を、(三) のイただし書には適用できない。

(四) 事業場に依りては前項（イ）（38年「要綱」の懇談会方式－桜林）のみを行ふ団体たるも差支へなきこと」のカット。

(五) 「本団体（「例えば産業報国会」－桜林）設置の勸奨は大体従業員百人以上…と為すべきも事業場の事情に依り適宜考慮すること」のカット

(3) 厚生省労働局の北村隆労政課長の「産業報国運動要綱」（1939.11）による38年要綱の骨抜き第1に、「本（産報－桜林）運動提唱の当初に於て、待遇云々の問題があったのは懇談会の本質に対する誤解（「労働条件要求の機関と考へ」た誤解－桜林）に基」く。「懇談会は…事業一体精神を顕現せしめる懇談機関である」（K1, 120）。

第2に、懇談会の委員の決定方法として「現在の所では推薦指名が比較的無難のやうに考へられる…」（K1, 120）。

「会長指名は、兎角事業主の独断専行に陥り易」い（K1, 120）。

1940年9月の厚生省調べによると、産報懇談会1,151のうち、全員互選は16.7%、指名互選併用11.4%、計28.1%にとどまった。全員指名は46.2%、全員推薦指名は23.6%あった（N1, 390）。

(4) 38年要綱は、なぜ産業報国会方式よりも、懇談会方式を優先させたか？

その理由は、賃金統制の骨抜きや闇賃金による労働者の引き抜きを防ぎ、官僚統制の批判者を探し出すことであった。

第1に、賃金統制令の骨抜き防止

1939年3月末賃金労務者の初給「賃金統制令」を制定した政府の説明によると、「政府は労働者の此種争奪…防止…諸法令を制定」したが、…極めて乱脈不均衡の状態に在る賃金に何等の規制を加へざるに於ては、労務の配置及移動防止の完璧を期し得」なかった（N4, 昭和16年, 634）。

1931年の平均賃金を100とすると、1938－39年間には、名目賃金は、103から100に減少したが、実質賃金は90から88に減少した（I 2, 15）。

しかも、平均賃金は、企業間、個人間の極端な賃金格差の単純平均値であった。

第2に、官僚統制批判者の探しだし

厚生省労働局長の「産業報国会指導方策要綱（1939.5.22、指導方策要綱と略称）は、次の重要事項を追加した（K1, 92）。

まず、懇談事項に「銃後生活刷新」を追加した。

刷新の狙いは、賃金統制令を強化する一手段として、労働者の消費規制の一層の強化であった。

次に、一層の消費規制に対する異議や代替案など、「懇談ニ円滑ヲ欠ク虞（おそれ—桜林）アル場合、予メ（あらかじめ—桜林）「申出テシメ、必要ナル措置」をとった。

県警の特高課か労政課が発言者を拘束し厳しく取調べ、思想犯なら検挙し、全く善意に基く異議なら嚴重に訓戒した。

### 3 産業報国会ノ結成並ニ運営ニ関スル指導上ノ注意

#### (1) 抜 萃

「労資ノ真ノ自覚ヲ喚起シタル上全体組織ヲ構成セシム」。

「産業報国会又ハ懇談会ノ形式的設置ハ百害アリテ一理ナシ…先ツ労資一体産業報国ノ根本精神ヲ労資双方ニ普及徹底…」すること「肝要ナリ…」。

#### (2) 参考事項3のトリック

第1に、「労資ノ真ノ自覚ヲ喚起シタ」ことを判断できるモノサシの欠落は、全産聯常任委員会の産報運動参加決議の附帯希望条件第二の第4項「徒ラニ論議ノ機関ニ墮スルコトヲ避ケ」ること（K1, 31）を暗黙に支持している。

#### 第2に、目的と手段の混同

前記のモノサシが明示されたとしても「産業報国会ノ形式的設置ハ百害アリ」とすれば未設置が許され、「労資ノ真ノ自覚ヲ喚起シタ」（目的達成）時には、産報を設置する（手段の）必要はなくなる。

しかし、東条通課の本文は、労資一体「精神ノ強調宣揚ヲ図ル様…（産業報国ノ結成）」を、「勸奨」している。

### 4. 労資一体ノ辞句

#### (1) 抜 萃

「労資一体」の辞句は、「将兵一心一体」と同様に、「労資ヲ純乎タル職分ノ表現ト解シ、之ヲ階級的表現トハ看做シアラス…産業経営上有機的一体ヲナサレルノ意ニ解ス……」。

#### (2) 参考事項4のトリック

#### 第1に、軍閥の下剋上の歴史的事実無視

15年戦争中に全軍が一心一体に近い形で大元帥の天皇に服従したのは、大本營の設置（1937）と、天皇が太平洋戦争の開戦と終戦を命令した時だけであった。

#### 第2に、陸軍大学校出身のバッチをつけた天保銭組と普通将校の間の対立無視

1931年に東京憲兵隊長岩佐祿郎作の「天保銭制度（陸軍大学卒エリート優遇制—桜林）」に対する普通将校の意見調査の「緒言」によると、「天保銭組ト普通将校トハ自然的ニ対立状態トナリ既往半世紀ヲ通シ隠然軋轢疎隔ヲ来シ…今ヤ普通将校ニシテ両者ノ差別待遇ヲ殆ント観

念的ニ考フル迄ニ至ラシメ…中ニハ…『戦場ニ於ケル目標ハ敵ニアラスシテ天保銭ナリ』ト迄極言スルモノヲ生スルニ至レリ」(M7, 287-8)。

松本清張によれば、二・二六事件（1936.2.26の軍部クーデター）は、普通将校指揮の「天保銭組へのクーデター」の一面をもち、「陸軍当局でもそのことに気づき、二・二六事件後は天保銭制度を廃止」した（M7, 295）。

しかし、東京憲兵隊長の報告によれば、「なかには軍隊の階級差別のきびしさに諦めをもつ隊付将校も多かった」（M7, 293）。

第3に、戦時中の日本経済に実在したのは労資関係ではなく、政資労使関係である。資本の特質は企業間異動であり、使用者は政府と資本の意思の執行者であった。

旧財閥の住友では、系列各社の社長は住友本社（持株会社）社長の住友吉右衛門1人であり、各系列会社の専務取締役が社長を代行した。住友戦時総力戦会議の成立後、各社に社長が設けられた。

株主と労働者は異質の多種類にわかれ、事業一家の労資関係は、住友本社の直接採用の常雇従業員と社長の間に限って実在した。

創業者：常雇従業員，徴用工，請負工，臨時雇，政府職員

親会社：

有力株主：

取引先：

金融機関：

創業時出資者：

会社関係者：

持株会社：

地縁者：

政府，自治体：

第4に、労働者1人あたり資本装備率と設備実働率の最適化には、資本と労働の自由な移動が必要である。

しかし、労資一心一体化は、資本に対する労働者個人の埋没と、熟練工の買い留めを促進した。

### (3) 北村要綱の対応

北村要綱の皇運扶翼・君民一体説は、君に天皇と官僚を含め、民に民間のほぼ全利害関係者 stake holders を暗に含め、筆者の政資労使関係説に接近した。

「産業報国運動は…有機的結合を持たない産業労働関係を組織化して行く運動である」（K1, 1145）。

「一切の資本家，経営者，技術家，労務者は，皇運扶翼の目的によって結ばれた人人である」。

## 5 労働報国と労働組合

### (1) 抜萃

38年要綱（八）には、「『本団体ヲ設立シタルコトヲ理由トシテ労働組合ノ解散ヲ強フルカ如

キ拳ニ出ツルコトハ之ヲ避ケシムルコト』トアリ之（これ－桜林）不要ノ摩擦ヲ避ケルカ為ニシテ」, 労組を「今後本運動ニ包攝融合セラルルコトヲ期待シアル次第ナリ」。

## (2) 参考事項5のトリック

「労働組合ト労働報国」と「包擁融合」の定義ぬきの借用によって、労資一体論が産業報国会と組合の二本建を認めないことをかくす。日本主義組合と会社組合は、名前だけの労組であったが、東条通課にとって、その反軍化を避ける必要があった。

第1に、「労働組合の…労働報国」は、「産業協力」の1937年の内務省用語

日本経済は日華事変を契機として…完全なる『準戦時体制』への移行となり…労働組合の指導方針も…産業協力乃至労働報国の立場より、極力労資の摩擦を避け「方向に転換」した(N4, 昭和十二年, 779)。

第2に、「融合」は、労組の自主解散の形を重視した。

日本主義労働団体の「主張を要約すれば、労資一体なり…其の融合に依り労資間の諸問題を解決せんとするにあり」(N4, 昭和十五年, 806)。

石川島造船所の自彊組合解散声明書(1940.7.17)によれば(N4, 昭和十五年, 826-7), 石川島造船所の神野信一は、関東金属労働組合に抗し、1926年に、自彊組合を結成し組合長となった。1938年「組合全體の総意により社長を会長に仰ぎ迎へて…石川島自彊会を設立した…。組合自身は…自彊会…傘下に併合した…」。

日本産業労働倶楽部の西山仁三郎会長は、1933年国防献金協会を母体として、日本産労俱を結成し、史上初めて産業報国の綱領と声明書を発表した。

日本労働組合総連合の高山久蔵会長は、自彊組合長神野信一と親交があり、神野主唱の国防献金労働協会(1932-)に参加した。

この協会は計四萬餘圓を陸海軍に献金した。1935年「労資一體たる産業祭(メーデーの代替案－桜林)」を提案し、不採択となったことを理由に、労働組合会議を脱退した(N4, 「昭和十五年」, 809-810, 826)。

第3に、1936年9月19日に陸軍造兵廠の永持長官は、工廠労働者の官業労働総同盟(1935年に18,199人)からの即時脱退を指示した。

官業労働総同盟も加盟した労働組合会議の「産業報国会に関する態度」声明(1938.7.10)によれば、「全日本労働総同盟その他の健全なる労働団体(東京製鋼の労働条件協定委員会など－桜林)は、百数十に余る会社工場に於て団体協約を締結し…労資融合の実を示した(K1, 35)。

松岡駒吉は、1940年の内務省分析によると、産報運動に対する「所謂一方的没却的態度」をとった(N4, 昭和十五年, 831)。すなわち、産報運動に対し、「内心反対なるも…表面労働組合の基礎の上に立ちて之を支持」した。

## (3) 北村要綱の対応

北村要綱は38年要綱(八)を遠回しに否定し、労組不要論を展開した。

北村要綱は、「国家」…又は全産業人の合理的な組織」よる賃金問題の解決を主張した(K1, 109)。

要綱の作戦は3段階に分れる。第1に、内務省の主要労働団体区分を用い…、日本主義、国家社会主義、労働組合主義に分けた（N4、昭和十三年、606）。

第2に、「自由主義的資本主義時代に於ては…事業家の営利万能に対応する手段としての労働組合主義には経済上の理由が認められ」た（K1、109）。

第3に、「満州事変（1931 - 桜林）以来、日本主義を標榜する労働団体の結成発展を見るに至った…」と書くだけで（K1、108）、日華事変以降の組合不要化を書かなかった。

労組の解散権は内務省に握られていた。しかし、厚生省の北村課長は、労働組合の収入の激減による、経済的破産を見越していた。

（1940年11月に大日本産報の会費規定では、月額男子6銭、女子3銭で公租公課も増加し、平均賃金の15～25%も天引きされていた。）

## 6. 産業報国聯盟

### (1) 抜 萃

「本聯盟ハ（1937.7.30 - 1940.12.6 - 桜林）…民間運動ノ中核ヲナス…事業主中ニハ種々第三者ノ介入（経営自主性に対する官僚の統制 - 桜林）ヲ心好トセス…（よしとしない - 桜林）傾向アルモ、聯盟ハ…産業報国会…ノ助成機関」ゆえ、「進ンデ聯盟ニ加入スル様指導スルヲ可ナリト認ム」（K1、64）。

### (2) 参考事項5のトリック

「産業報国聯盟の結成」に関する神田文人・横浜市大教授の「解説」によれば、聯盟の「理事は官僚三名、協調会三名、全産聯一名および社会大衆党三輪寿壮、愛同（愛国労働農民同志会 - 桜林）松本勇平の九名、理事長は河原田稼吉である。…松本が個人資格であるから厳密な意味での労働団体は一人も入っていない…」。

東条通牒は、「聯盟に対しても、積極的支持の態度をみせている…陸軍の産報運動に対する考え方は経営側寄りだったのではないか…」（K1、590）。

教授の解説の長所は包括性であり、その短所は参考事項5のトリックの見落としである。

### 第1のトリック

産報「聯盟ハ産業報国運動ニ関スル民間運動ノ中核ヲナス…助成機関」との主張には、次のトリックがかくされている。

役員9人中、純民間人はゼロであったこと

理事長は元社会局長官、元内相（1937）、元協調会常務理事（1935 - 1937）であった。

内務省警保局長、厚生省労働局長および内閣情報部長は理事を兼任し、その実権は所管の労政課長永野若松と内務省労働農民担当官（前警視庁特高部労働課長）の北村隆に委譲された。

協調会は（1919.8.16 - 1946.7.30）、内務省の下請機関であり、床次内相が友愛会長鈴木文治ら労働組合側の反対を押し切り、200万円の国庫補助金の他に財界の三井、岩崎、住友、郷ら86名553万円の寄附金で創立した（M5、9、154）。

協調会の三常務理事は、理事を兼任した。町田辰次郎常務理事は、協調会理事会が産報聯盟を分離したため（1939.12.14）、協調会を辞任した（1940.1.20）。

全産聯の膳常務理事は、唯一の民間人であり、資本家団体を代表した。しかし彼は、官僚出

身であり、1923年に農商務省労働課長時代、国民健康保険法を立案成立させた。同法は、陸軍の富国強兵政策に適合し、労働組合反対の工業クラブの団琢磨理事長は彼をひきぬいた。

松本勇平、陸軍豫備少将も、三輪寿壮、衆議院議員も民間人ではない。

## 第2のトリック

聯盟役員9名中に協調会の時局対策委員でなかった松本と三輪は個人資格で理事に就任したこと。

両名は産報聯盟の母体となった協調会、時局対策委員会（1937.2.23-3.30）と、その下部組織の第二専門委員会の委員ではなかったのに、聯盟創立委員会に突如参加し、理事となった。

両人は、時局対策委員の陸軍省整備局長、山協正隆、来賓の同省戦備課員（戦力の国際比較）の久保満雄、陸軍豫備大佐小林順一郎（フランスのシュナイドル兵器会社の日本代理店主）の支持をうけた結果である。

第1に、愛同は、厳密な意味の労働団体ではない処か、内務省が国家社会主義の労働団体に分類した日本労働同盟の流れをくんだ極右の政治団体であった。

\* 荒川区議会議長の大月勘一（1907-）によると、彼は1937年に麻生久に指導されたが「貧富の差」をなくす目的でこの会を創った。弾圧をさけるため会名に愛国の二字をつけ、松本予備少将を会長にした。

愛同の「理事就任の心構」（1938.7.30）によれば、「全産業の有機的一体化を主要目的の一つとせずして単に産業報国会を各事業場内だけの編制に止めて可なるものとせば…全面的協力など求むる迄の必要はない…」(K1, 40)。

第2に、三輪寿壮・衆議院議員は松岡駒吉と同じ社会大衆党員であった。

松岡は最大の労働団体たる日本労働組合会議長であり、総連合の高山久蔵、産労倶楽部の西山仁三郎とともに聯盟の理事にせず、専門委員に据え置かれたことは、全産聯の膳桂之助にとってのアメであった。

三輪は、社大党親軍派でナチスかぶれの麻生久書記長らと共に、安部磯雄や松岡らと対立し、旧全労派の鈴木悦次郎に支持されて個人加入した。

陸軍が三輪の理事就任を支持した最大の理由は、親軍派が国家総動員法に反対する社大党の松岡ら安倍委員長派と政友会と民政党を敗退させたことである。

第1に、松岡らの総同盟は、労組と産報との二本建併立政策をとった。

## 第3のトリック

陸軍は全産聯に対しアメとムチとを使いわけた。

第1に、全産聯の森田良雄書記長によると、膳常務理事の「意図」は、「飽くまでも、民間産業人（事業主-桜林）を主体とする自主的な精神運動であった。

森田良雄書記長は、まず労資関係の「根本精神が確立すれば」おのずから、労資関係調整の方策はたつと主張した。

これに対し、来賓の久保中佐は、委員ではないのに、直ちに「同感の意を表し」、専門委員会に圧力をかけた（M2, 42-45）。

第2に、陸軍は三輪寿壮と松本勇平の全産聯解散の要求を黙認した。

1939年8月、三輪と松本を含む「労働組合有志懇談会の申合事項（イ）」によると、「我々は…先づ既存の労働組合の解散を執行して、政府が全産聯に強力に当り得る機会を造るべきである」（K1, 135）。

1940年6月三輪を含む全国同志懇談会代表は、要請書を発表し、「既存の労資団体に対し…解散」命令を、政府に要請した（K1, 175）。三輪は、産報を全体主義的「国民再組織の重要な…職域組織」と考えた。

彼の「新体制下における労働秩序」（『法律時報』1940年10月号）によると、産報推進の国策を、「労務管理の枠内に閉ぢ込めんとするは営利企業の本能であり」…自由主義営利経済の機構を改変」すべきである（M8, 399 - 401）。

### (3) 39年兩次官通牒と北村要綱の対応

39年兩次官通牒は（1939.4）は、産報聯盟規約第4条（産業報国会を普通会员とする中央組織）を削除し、産報聯盟を厚生省の下請機関に改組した上で、県知事が会長を兼任する産業報国聯合会に、県内の全産業報国会を組織した。

北村要綱（1938.11）では、産報聯の役員として、県の役職員の他に、産報聯盟役員の中からも「銓衡し得る」余地を残した（K1, 121）。

（さくらばやし・まこと 経営学博士・元上智大学教授）

## V 資料リスト（編著者別ABC順）

- A1 麻生久伝記刊行委員会代表，河上丈太郎，『麻生久伝』，麻生久伝刊行委員会，1958。
- F1 古川隆久，「国家総動員法をめぐる政治過程」『日本歴史』，1987年6月号。
- H1 間宏，『日本の使用者団体と労使関係－社会史的研究－』，日本労働協会，1981。
- I1 今井清一，伊藤隆編，『現代史資料4：国家総動員法2』，みすず書房，1974。
- I2 猪狩健太郎，「戦前賃金水準の長期的推移」，『労働統計調査月報』，Vol.27, No.1 (Jan.1975)。
- K1 神田文人編，『資料現代史7：産業報国運動』，大月書店，1981。
- K2 警視庁勤労部，「勤労行政概況」，労働運動史料委員会編，『日本労働運動史料』，第9巻所収，中央公論新社，1965。
- K3 上村伸一，『破滅への道－私の昭和史』，鹿島研究所出版会，1966。
- M1 前坂俊之，『言論死して国ついに亡ぶ－戦争と新聞1931－1945』，社会思想社，1991。
- M2 森田良雄，『戦争と勤労』，協同公社出版部（出版年不記載）。
- M3 三輪寿壮，「社会大衆党の針路」，『日本評論』，1938年1月号。
- M4 三輪寿壮，「新体制下における労働秩序」，『法律時報』，1940年10月号。
- M5 町田辰次郎，『協調会史－協調会三十年の歩み』，「協調会」偕和会，1965。
- M6 孫田良平，「第二次大戦下の年功賃金－条件の成熟－昭和12－20年」『賃金実務』（1981年4月15日－1982年2月15日）。
- M7 松本清張，『昭和史発掘7』，文藝春秋社，1968。
- M8 三輪寿壮伝記刊行会編（代表：蠟山政道），『三輪寿壮の生涯』，社会思想社，1991。

- M9 村上兵衛, 『国破れて』, サイマル出版, 1953。
- M10 前田一, 『時局労働読本』, 南郊社, 1934。
- N1 西成田 豊, 『近代日本労資関係史の研究』, 東京大学出版会, 1988。
- N2 内政史研究会, 「北村隆談話速記録」, (1-5回), 東京大学伊藤隆研究室, 1960。
- N3 二村一夫, 「企業別組合論の再検討」(1), 「企業別組合の歴史的背景」, 『研究資料月報』, No.305 (1984年3月)。
- N4 内務省警保局編, 「社会運動の状況」(各年), 三一書房。
- O1 大河内一男, 「労働政策に於ける戦時と平時-戦時労働立法の所謂『遺産』に就て」, 東京大学経済学部創立三十周年記念論文集, 『戦後日本経済の諸問題』, 有斐閣, 1949。
- O2 大河内一男, 『大河内一男集第7巻・社会運動史』, 労働旬報社, 1981。
- O3 岡田依里, 『知財戦略経営』, 日本経済新聞社, 2003。
- S1 下中彌三郎編, 『翼賛国民運動史』, 翼賛運動史刊行会, 1954。
- S2 佐藤芳彦, 『石原莞爾(下)』, 現代書林, 1954。
- S3 下谷政弘・長島 修編著, 『戦時日本経済の研究』, 晃洋書房, 1992。
- S4 桜林 誠, 「産業報国会に対する官僚統制の時期区分」, 帝京大学経済研究所, 1996。
- S5 桜林 誠, 「産業報国会に対する官僚統制の分権構造」, 『大原社会問題研究所雑誌』, 537 (2003年8月)。
- Y1 吉野孝一(編著), 「膳桂之助追想録」, 日本団体生命保険株式会社, 1959。

桜林誠著作目録(つづき) 第23巻

No.	標 題	題 名 (出版社)	巻号	出版年月	頁
1	恩寵の生涯といのちの歌	会報(同志会)	87	2000	37-42
2	近況		87	2000	70
3	同志会創立の歴史的意義と折り折りの歌	会報	88	2001	62-65
4	近況		88	2001	104
5	同志会百年の歴史的背景と折り折りの歌	会報	89	2002	56-60
6	同志会百年の歴史的背景(敗戦前後)と折り折りの歌	会報	90	2003	20-24
7	近況		90	2003	69
8	アフターマティブ・アクション(AA)に対するアメリカ合衆国最高裁判所の判決(共同執筆)	京都マネージメント・レビュー	3	2003. 7	119-128
9	産業報国運動に関する東条英機陸軍次官通牒の分析	大原社会問題研究所雑誌	550・551	2004.9・10	51-64

\*第1～22巻は本誌2003年8月号に掲載